

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

わが国の平成19年度の出生数は、108万9,818人と平成18年度の109万2,674人より2,856人減少し、6年ぶりに増加した前年から再び減少に転じています。出生数の減少は、わが国における年少人口（0～14歳）の減少をもたらしましたが、合計特殊出生率をみると、平成19年度は、平成18年度の1.32を0.02ポイント上回る1.34となり、2年連続で上昇しました。平成20年度の出生数は、国の推計では、前年を若干上回ると見込まれているものの、少子化の進行は歯止めがかかっていない状況です。

これまで、国は、さまざまな少子化対策を講じてきました。平成11年には「少子化対策推進基本方針」に基づき、「新エンゼルプラン」を策定し、平成14年「少子化対策プラスワン」において少子化への対応として、「子育てと仕事の両立」のみならず「地域における子育て支援」の視点を提示しました。また、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を成立・公布しました。

次世代育成支援対策推進法では、市町村は、国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものとしており、本市では、平成17年3月に「成長する子どもと家族をみんなで支え合う、安心・子育てのまち・松阪」を基本理念とする「松阪市次世代育成支援行動計画」（以下、「前期計画」という。）を策定しました。

この前期計画策定以降も、前述のとおり、全国的な少子化がさらに進行している状況を踏まえ、国は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成19年12月）を策定しました。

この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取り組みを進めていく方針を示しています。

本計画は、このような全国的な動向も踏まえつつ、本市におけるこれまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況や課題を整理し、平成22年4月から始まる新たな行動計画として策定するものです。

少子化の動向は地域による違いもあることから、松阪市にふさわしい、市全体で取り組むための計画として前期計画を策定しました。後期計画は、上記のような全国的な動向も踏まえつつ、本市におけるこれまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況や課題を整理し、平成22年4月から始まる新たな行動計画として策定するものです。

核家族化の進行、就業構造の変化、都市化による地域の弱体化など社会環境の変化は、子ども自身だけでなく、子どもが育つ中心的な場所である“家庭”にも大きな影響を及ぼし、それが子どもに影響している部分も大きく、すべての子どもと子どものいる家庭を対象とした取り組みが必要なことも確かです。これには地域的な要因が影響しているとともに、少子化の動向や速度も地域による差異がみられます。また、暮らしの場である地域からきめ細かく取り組まなければ、効果的な成果は期待できないものと考えられます。

このため、前期計画から引き続き、松阪市の子どもが育つ家庭に最も近い場にある地域で、子育ての意義についての理解が深められ、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに取り組み、子育て家庭が子育ての喜びを実感できるようにすることが、本計画の目的です。

2 計画の性格

本計画は次世代育成支援対策推進法、児童福祉法、少子化社会対策基本法に基づき策定する計画です。そのため、少子化対策のこれまでの動向をふまえ、松阪市がこれまでに実施してきた子どもに関する施策・事業を総点検・見直し、少子化対策に具体的に取り組み、次世代を担うすべての子どもが健やかに生まれ育つことのできる松阪市となるための計画です。

したがって、すべての子どもと子育て家庭を対象に、松阪市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示した“松阪市の子どもに関するマスタープラン”に位置づけられます。そして、福祉・保健・教育・まちづくりにわたる市の各部門で取り組む施策を総合して示しており、市の総合計画や関連計画との整合を図りながら策定し、あわせて、各家庭、学校、地域、職場など市全体の取り組みを促進するための指針となります。

なお、国及び地方公共団体においては「特定事業主行動計画」が策定されるほか、民間の事業主で常時雇用する労働者の数が300人(平成23年4月1日以降は101人)を超えるものは、子育てと仕事の両立支援や職場環境の整備等に関する「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。本計画は事業主行動計画や国からの支援と一体となって、次世代育成支援に取り組んでいくこととなります。

- ① この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。
- ② この計画は、母子及び寡婦福祉法第11条第2項第3号の規定に基づく母子家庭及び寡婦自立促進計画を包含し、一体の計画として策定します。
- ③ この計画は、「総合計画」をはじめとする子どもにかかわる関連計画との整合を図っています。
- ④ この計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、策定しています。
- ⑤ この計画は、「青少年育成施策大綱」に沿って、青少年の自立支援や健全育成についての施策を示しています。

3 計画の期間

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」で規定する、10年間の集中的な取り組み期間のうち、平成22年度から平成26年度までの後期5年間の計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画期間									
				見直し	後期計画期間				

4 計画の対象

この計画の対象者は、全ての子どもとその家庭を中心に、地域、企業、行政等全ての主体を対象とします。

